

川崎 かわ ひらた

No.123

「確定申告」新春特集号

令和4年2月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

編集人
兼行

北九州市若松区白山1丁目9-4

竹内 清二

(761)4125



冬の高塔山

十三番バス停から高塔山に登つてくると、昔は人家が途切れ、寂しい場所がかなりあつたのだが、このごろでは、山の下から高塔山頂に至るまで家並みが切れるところがない。車の通る数が増え、野鳥の影も近年めつきり見られなくなってしまった。晴れた日には洞海湾の対岸に皿倉山の全容が手に取るように見えて、四季おりおりに楽しめる道であった。が、こうなつてくると、いつか足が遠くなつてしまふだろう。

昼夜近く、山の上の白塔下の道は枯れ草がしようしようと風に吹かれしており、そのそばで町の中ではめつたに聞けない二ワトリの声が聞こえてきた。すぐそばの養鶏場からである。葉の散りつくした木々の上に展望台の白い建物が寒々と見える。畑方面の道から犬を連れた若い男の人があつて來た。海に目を轉じると、沖合はきょうも暗く、島影は見えない。茂みのそこかしこに山茶花(サザンカ)が咲きこぼれ、天下はいまからが冬本番である。

(昭和55年7月31日発行)

絵文 片山 正信氏
若松版画散歩より

遠岡水芦中若若若税理士会若松
賀垣卷屋間松松松若松若松(公社)納
町町町商税青松貯貯
商商商商會相申法連
工工工工議談稅告人合支
會會會會所會會會會部

初春のご挨拶



若松税務署長

佐藤洋



若松税務推進協議会会長

竹内清二

年が明け、早いもので一ヶ月が経ちました。

若松税務署管内税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、旧年中は税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援等を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和三年分の確定申告の時期を迎えて、本年も新型コロナウイルス感染症の感染防止に配意した確定申告会場の運営を行つて参ります。

昨年同様、三密回避を図る観点から、ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトの設営や、特定の日・時間帯に来場者が集中しないようにするため、確定申告会場への入場に当たっては整理券方式及びオンライン事前発行システムを導入しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、デジタル化の重要性が一層深まっており、確定申告に当たってはスマートフォン等を利用したマイナンバーカード方式やID・パスワード方式による自宅型e-Taxの更なる利用拡大を推進しております。

確定申告会場の運営に当たり、皆様にはご不便等お掛けいたしましたが、これらは来場者の混雑緩和を図るための重要な施策ですので、ご協力をお願いします。

最後になりましたが、新型コロナウイルスがいち早く終息することを祈るとともに、会員の皆様にとって心身共に健康で幸多き年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

令和四年の年頭に当たり、税務推進協議会の会員の皆様に謹んでご祝詞を申し上げます。

若松税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

さて、一昨年から続く新型コロナウイルスの影響で、昨年も皆様方のお仕事や生活にかなり制限がかかった一年だったと思います。ただ、ワクチン接種が進み、十月頃には新規感染者数も激減し、ようやく経済活動も動き始めた感があります。しかしながら、ここへ来てオミクロン株による感染が広がりつつあります。原稿が皆様のお手元に届く頃にはどうなっているのか心配なりません。

税務推進協議会の活動におきましては、残念ながら昨年も様々なイベントが中止や縮小となってしまいました。しかしながら、一昨年同様、税に関する作文や書道展を実施することができましたことは、若松税務署をはじめ関係者の皆様に心より感謝申し上げる次第でございます。

国内の明るい行事として、東京オリンピック・パラリンピック東京大会が一年遅れで開催され、無観客ではありましたが、スポーツの素晴らしさや感動をあらためて存分に味わう事ができました。

その後、世界体操・世界新体操の選手権がここ北九州市で開催され、有観客であつたことで地元の経済活動に多少はプラスになつたと思われます。海外に目を向けてみると、半導体を筆頭に原材料の供給不足による製造業の停滞や金属・木材・原油の高騰などで物価が上がり、ここでもコロナの影響が顕著に出ていると思われます。また昨年末から欧米で新型コロナウイルス感染者数が再び激増していて、特にアメリカでは一日百万人を超える感染者が出た日もあり、世界経済に影響が出てくる事は間違いないと思われます。

さて、国内の消費税について、来年（令和五年）十月より「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」がよいよ導入されます。今年は、この制度の周知や把握、登録申請等の準備期間として大事な一年となる事と思われます。ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

最後になりましたが、本年が会員の皆様にとりまして、より良い年であることを祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



若松税務署からのお知らせ

令和3年分の確定申告について ~ご来場を検討されている方へ~

- 令和3年分の確定申告会場は、新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で開設します。

会 場： 若松税務署（若松港湾合同庁舎内）
北九州市若松区本町1丁目14番12号
期 間： 令和4年2月1日（火）から令和4年3月15日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は休みとなります。）
受 付： 午前9時から午後4時
※ 令和3年分以降、遠賀コミュニティセンター会場は開設しません。

- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券の取得方法（次のいずれかのみ）

- ✓ 各会場で当日配付
- ✓ LINEアプリによる事前発行

国税庁LINE公式アカウント



（注）電話や税務署窓口において、入場整理券の事前発行は行っていません。

確定申告はご自宅からe-Taxで送信

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただけるe-Taxが大変便利です。確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

[確定申告](#)



スマホの方はこちらから →



確定申告書等作成コーナーの操作方法

操作マニュアル

福岡国税局オリジナルの
操作マニュアルを掲載！



福岡国税局ホームページ
へアクセス

※令和4年1月公開予定

動画でチェック

[動画で見る確定申告](#)



納税は、便利な口座振替をご利用ください！

スマホの方はこちらから →



令和3年分確定申告の納付期限と口座振替日は、次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税：令和4年3月15日（火）⇒ 振替日4月21日（木）

消費税及び地方消費税：令和4年3月31日（木）⇒ 振替日4月26日（火）

贈与税：令和4年3月15日（火） 口座振替はご利用できません。

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。※個人の方はe-Taxによる提出が可能です。

【電子帳簿保存法の電子保存義務化(2年間猶予)】

令和3年12月10日に公表された令和4年度税制改正大綱において、令和4年1月1日より義務化予定であった電子取引に関する電子データの保存義務について令和5年12月31日までの猶予期間が設けられることとなりました。



(五十音順)

税理士会若松支部

氏名	事務所所在地	電話	氏名	事務所所在地	電話
穴井 秀幸	遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号	283-2445	高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491
井浦 幹夫	中間市東中間1丁目7番3号	243-1188	高瀬 浩司	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目10番15号	282-1675
石田 光明	遠賀郡岡垣町戸切1387	281-5005	田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号	741-5775
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	田口 真崇	〃 小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
伊藤 道夫	〃 弥生1丁目14番43号	245-4372	竹内 清二	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
猪原 清典	北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号	742-2910	竹内 治美	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
宇野 耕一	遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090-8625-7000
大津 康裕	北九州市若松区東二島5丁目14番69号	980-4425	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アイビル2F	751-0030
大庭 祥功	〃 本町3丁目2番23号 平島靖元税理士事務所	751-3021	中尾 寿子	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号	282-2825
岡部 勝成	〃 大字大鳥居425番地	741-4403	中村 悅郎	北九州市若松区白山1丁目7番3号	771-4355
小野 益博	〃 片山1丁目6-1-102号	791-7005	中村 誠	〃 東二島5丁目9番22-207号	791-6877
片山 和博	遠賀郡水巻町梅ノ木園地41番17号 K&Kビル2F	203-3001	中村 淑恵	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
加藤 博道	〃 遠賀町大字別府3178番地3	701-4180	西澤 勉	遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号	282-5792
木村 博俊	〃 岡垣町旭台3丁目11番4号	283-0380	西田 均	〃 水巻町宮尾台5番12号	980-2190
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	仁部 義宏	中間市岩瀬1丁目8番1号 東海俱楽部 I-203号	246-1703
久保田浩一	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	能美 雅昭	北九州市若松区中川町3番25号	751-0705
倉地 和敏	〃 南高陽6番12号	282-2496	野上 浄治	遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号	553-0290
古後 和弘	北九州市若松区鶴生田3丁目14番5号	791-5881	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
小竹エリナ	〃 ひびきの1番8号-3階 武藤淳税理士事務所	616-8218	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F	761-6993
小林 香織	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	原 和枝	遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
坂口 誠一	北九州市若松区用勾町30番6号	701-3078	平島 靖元	北九州市若松区本町3丁目2番23号	751-3021
坂根 洋輔	〃 本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F 漢崎恭税理士事務所	761-6993	深田 満子	遠賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	藤本 泰秀	北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号	741-4894
柴田 拓保	〃 本町1丁目9番8号 プレステージ本町301号	090-2732-6266	古津 剛	遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
城野 博美	遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号	293-7137	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
白石 哲則	〃 大字上別府594番地	293-9278	松田 剛和	遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号	291-5601
鈴木 良樹	中間市土手ノ内3丁目35-27	980-1135	武藤 淳	北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階	616-8218
須山 博文	〃 通谷3丁目30番16号	555-8533	山根 健一	〃 高須南5丁目1番13号	741-3205
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階	701-3567	吉田 秀樹	中間市鍋山町16番1号	245-5857

税理士法人

名称	事務所所在地	電話
税理士法人 竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125



税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
 - ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
 - ③ 各種手数料……実費程度
- 但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい。

(若松税務署管内の税務相談所)

若松税務相談所 若松区本町三丁目11-1
ペイサイドプラザ若松本館4F
(電話) 771-3726

中間税務相談所 中間市長津一丁目7-1
中間商工会議所内
(電話) 245-1081

芦屋税務相談所 遠賀郡芦屋町中の浜9-52
芦屋町商工会内
(電話) 222-2111

水巻税務相談所 遠賀郡水巻町須末北一丁目9-7
水巻町商工会内
(電話) 201-7551

遠賀税務相談所 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18
遠賀町商工会内
(電話) 293-0165

岡垣税務相談所 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36
岡垣町商工会内
(電話) 282-0294

県税だより

県税Q&A ～自動車税(種別割)編～

おしえて

Q 去年、車を買ったときに前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書がきました。どうしてですか？

A 自動車税(種別割)は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点まで前の車の廃車(抹消登録)又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられますので、下取りに出したところに確認してください。

Q グリーン化税制で自動車税(種別割)が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのですか？

A グリーン化税制の軽課を受けるに当たって特別な手続きは必要ありません。自動車税(種別割)の納税通知書をお送りするときは、既に軽課(減額)した税額で送付しています。

こんなときは必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを！

(1) 自動車を手放す場合・譲り受ける場合

自動車を譲渡したり下取りに出したりするとき、または自動車を友人や知人が譲り受けるときは、必ず移転又は抹消登録の手続きをしましよう。登録がそのままだと、前の所有者に自動車税(種別割)がかかります。

(2) 壊れて動かなくなつた自動車をもつている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましよう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税(種別割)がかかります。車検切れで使用しなくなつたときや、解体したときも同じです。

(3) 引越しをする場合

必ず住所変更の手続きをしましょう。

住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

お問合せ先

福岡県北九州西県税事務所 自動車税係

TEL 093(662)9312

市町村税だより

住民税の申告を、お忘れなく！

令和三年一月一日～十二月三十一日に所得があつた方は、原則として住民税の申告が必要です。北九州市、中間市、遠賀郡各町では、次のとおり、住民税の申告を受け付けます。

【申告期間】

・市町によって申告期間が異なります。若松税務署の確定申告期間とも異なります
・お住まいの市・町に「確認ください」(なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申告を推奨している市・町もあります)。

【申告場所・申告方法】

・お住まいの市・町に「確認ください」(なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申告を推奨している市・町もあります)。
前年中に所得がない方(但し、所得の証明が必要な方は申告が必要です)

【申告が不要な方】

・確定申告を行つた方
・収入が給与又は公的年金のみの方(但し、給与の支払先が複数ある場合や、住民税で各種控除の適用を希望する場合等、申告が必要な場合があります)
・前年中に所得がない方(但し、所得の証明が必要な方は申告が必要です)

【申告に必要なもの】
 ①マイナンバーカード又はマイナンバーが分かる書類(通知カード等)と本人確認書類
 (運転免許証等の写真付公的身分証明書等)
 ②所得を証明できる書類や帳簿等(源泉徴収票等)
 ③国民健康保険料等の領収書又は社会保険料控除証明書
 ④生命保険料等の控除証明書
 ⑤医療費控除の明細書・医療費通知(医療費の領収書の提出は不要)
 ⑥寄附金受領証明書
 ⑦障害のある方については、身体障害者手帳
 ※なお、印鑑は不要ですが、代理申告の場合は印鑑が必要な市・町もありますので、ご確認ください。

●お問合せは、令和四年一月一日にお住まいの各税務担当課へ
【新型コロナウイルス感染拡大防止対策】
 新型コロナウイルス感染再拡大に伴い、各申告会場では、受付での検温・手指消毒の実施・換気のための窓の開放・会場内への入場制限等を行いますので、協力をお願いします。

お問合せは、令和四年一月一日にお住まいの各税務担当課へ
 若松区役所 ② 七六一-一四一八二(直通)
 中間市役所 ② 二四六一六二三八(直通)
 芦屋町役場 ② 二二三一三五三四(直通)
 水巻町役場 ② 二〇一一四三二(内線)一一一・一二二
 岡垣町役場 ② 二二八二一一二二一(内線)一七一・二七一
 遠賀町役場 ② 二二九三一一三七(直通)

新年明けまして、おめでとうございます。
会員の皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は役員並びに会員の皆様には、法人会活動の充実と発展に多大なご尽力をいただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大からほぼ2年。出口の見えない閉塞感を抱えていた日本によく光が見え始めてまいりました。

さて、私ども若松法人会の昨年の活動としては青年部会による「租税教室」、女性部会による「絵はがきコンクール」、各支部による「献血支援活動」若松税務署様との共催による「決算法人説明会」、広報委員会及び青年部によるFMラジオ放送「明日への扉」を放送するなど、新型コロナウイルスの感染拡大に留意しながら活動を続けてまいりました。

なかでも夏に開催予定の「夏の夕べ」を12月に「夏の夕べINクリスマス」として開催することができ、やつと会員の皆様ともお目にかかることができました。

このように苦しい中でも若松法人会の諸活動を実施出来ましたのは、ひとえに会員の皆様方のご理解・協力とともに、会運営にご尽力いただいた本会役員及び会員の方々のご尽力の賜物であると心から感謝と敬意を表する次第です。

最後になりましたが、新たな年は新型コロナウイルスの感染拡大の収束と、会員の皆様のご健勝、ご多幸を祈念いたしますとともに、関係ご当局・諸団体の変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年明けまして、おめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は役員並びに会員の皆様には、法人会活動の充実と発展に多大なご尽力をいただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。

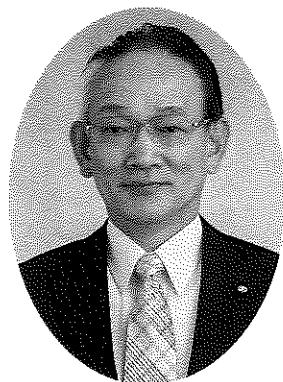
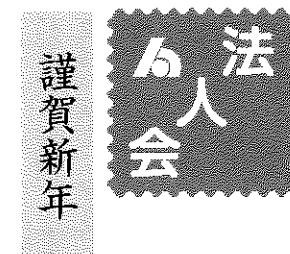
新型コロナウイルスの感染拡大からほぼ2年。出口の見えない閉塞感を抱えていた日本によく光が見え始めてまいりました。

さて、私ども若松法人会の昨年の活動としては青年部会による「租税教室」、女性部会による「絵はがきコンクール」、各支部による「献血支援活動」若松税務署様との共催による「決算法人説明会」、広報委員会及び青年部によるFMラジオ放送「明日への扉」を放送するなど、新型コロナウイルスの感染拡大に留意しながら活動を続けてまいりました。

なかでも夏に開催予定の「夏の夕べ」を12月に「夏の夕べINクリスマス」として開催することができ、やつと会員の皆様ともお目にかかることができました。

このように苦しい中でも若松法人会の諸活動を実施出来ましたのは、ひとえに会員の皆様方のご理解・協力とともに、会運営にご尽力いただいた本会役員及び会員の方々のご尽力の賜物であると心から感謝と敬意を表する次第です。

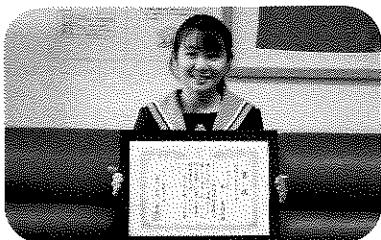
最後になりましたが、新たな年は新型コロナウイルスの感染拡大の収束と、会員の皆様のご健勝、ご多幸を祈念いたしますとともに、関係ご当局・諸団体の変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



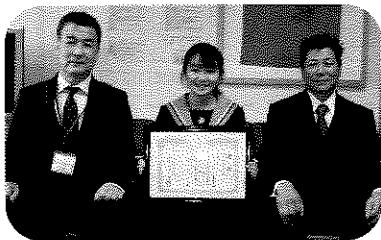
岡部憲昭会長

令和3年度中学生の 「税についての作文」

若松法人会会长賞
「税金で助け合い」



北九州市立高須中学校三年
木下茉莉花さん



令和3年度 夏の夕べ IN Xmas

令和3年12月2日(木)

18:30~20:00

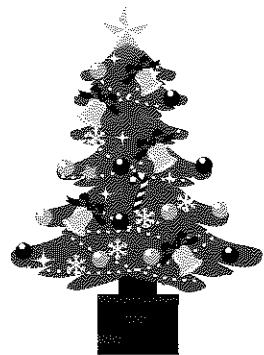
ぶどうの樹
「ゆかいな果樹園」



小早川輝成 青年部会会長



「フルティーナ」ショー



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。

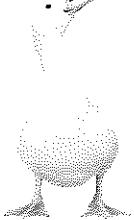
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。

アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

「生きる」を創る。

Aflac

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

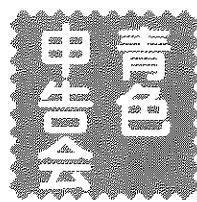


〈引受保険会社〉

アフラック 北九州支社

法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。



若松青色申告会 会長

川井和久

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大から既に二年が経過しようとしておりますが、依然として終息が見えておらず、昨今はオミクロン株の感染が驚異的なスピードで拡大し、新たな脅威も心配されています。

しかしながら、ワクチンや治療薬など人類の叡智により一歩ずつ着実に良い方向へと進んでいます。そして、コロナ禍は社会や経済に大きなダメージを与えており、特にIT（情報技術）を使ったサービスや仕組みを浸透させて、ヒトやモノ及び企業を結びつけ便利にしていくためのDX（デジタル）化は今後更に加速していくものと思われます。

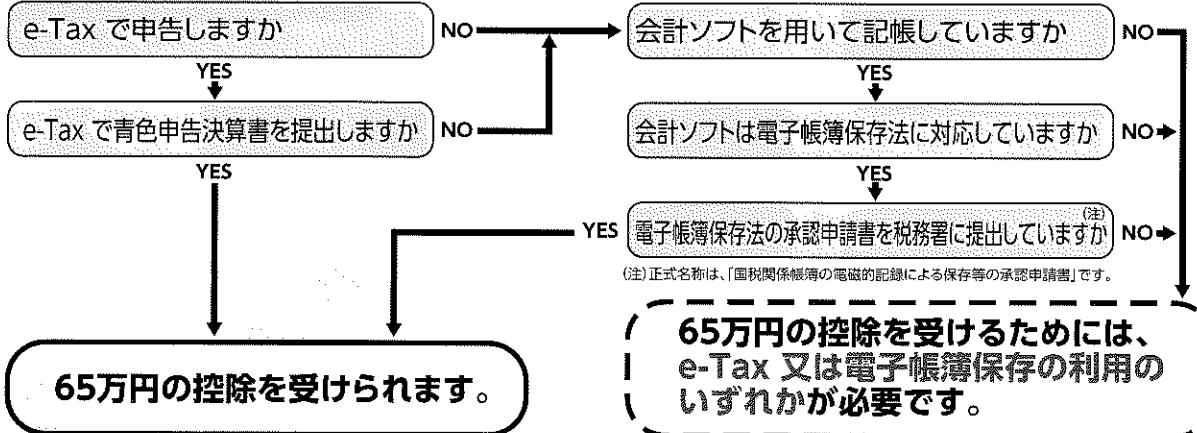
今年の干支は壬寅です。厳しい冬を越えて芽吹きを始め、新しい成長の礎となる年と言われています。昨年の不透明な状況を振り返ったうえで、未来に芽吹き花開くよう、青色申告会の目的である税務の民主化と合理的な税制の確立に努め、皆様の事業の繁栄・生活の改善並びに福祉の増進にしっかりと取り組んでいきたいと考えています。今年も若松青色申告会の活動に例年同様変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様のご健康、事業の繁栄を祈念致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。

e-Tax 又は電子帳簿保存を行うと

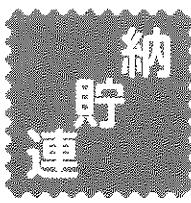
65万円の青色申告特別控除が受けられます

■65万円の控除を受けられるかチェック!



監 事	理 事	副 会 長	会 長	若松青色申告会役員
工藤	津田文史朗	小早川尚久	川井和久	カワイ防水
小野	竹内清一	三好正一	古賀雅之	若松区医師会
泰則	田口和博	小山洋明	雅好商店	
益博	安部和則	若松	若松商連	
工藤税理士事務所	藤岡登	高司税理士事務所	葵コーポレーション	
	宇野耕一	宇野税理士事務所	遠賀・中間医師会	
	若松清子	高司税理士事務所	岡垣町商工会	
	桜羊羹	宇野の安山田	武石工務店	
	福島屋	高司税理士事務所		
		高司税理士事務所		
		宇野の安山田		
		高司税理士事務所		





中学生の「税についての作文」

若松税務署長賞

「税というバトンをつなごう」

岡垣東中学校 三年 奥村 ゆめ

四年前の暑い夏の日、何気ない日常を送っていた私たち家族の生活が一変する出来事が起きました。

それは、同居している祖母が突然倒れ救急車

で運ばれたという出来事でした。八時間に及ぶ大手術に成功し、リハビリを経て半年後に退院することができました。足腰が弱り今まで通りの生活を送るのは、困難になりました。そのため、祖母がスムーズに生活を送ることができるように、階段や廊下、お風呂場に手すりを設置しました。また、リハビリを続けるためにデイサービスにも、今なお通っています。

退院の際に、支払った医療費は、「高齢者医療制度」七十歳から七十四歳までの高齢者は二割の窓口負担で治療を受けられるという制度を利用しました。祖母は七十二歳なので「割負担」で済むことができました。

「介護保険」によって、介護サービス費用の一割を負担することで、デイサービスの利用や家に設置してもらった手すりなども利用することができます。六十五歳以上の高齢者や四十歳から六十四歳までの特定疾病患者のうちに介護が必要になった人を社会全体で支える仕組みだと学びました。

また、「介護保険」や「高齢者医療制度」は、税金であることも同時に知りました。呼んだらすぐに駆けつけてくれる救急車も税金で賄われていることが分かり私たちの生活に税金は、密に関わっていることが分かりました。「税金」は、よりよい生活にするために欠かすことができないものだと痛感しました。

次に、私が今直接税金に関わっているものを考えてみました。病院に行つた時の医療費、学校の授業で使う教科書、毎日出るゴミの収集も全て税金で賄われていることが調べてみてわかりました。

また、現在急速なスピードで接種が進められているコロナワクチンも税金によって無料で受けられる」とも学ぶことができました。現在の私は税金によって助けられていることばかりだと調べて改めて感じました。

我が国は世界一の長寿国です。一方では

出生数が年々低下しており少子高齢化が進んでいる状況です。
一人一人がしっかりと納税することで、みんなが笑顔で暮らし、住みやすい国になると思いまます。税金の意義と役割を正しく理解し、関心をもつことが大切だと考えました。数年後社会の一員になつた時、しっかりと税金を納めていきます。



「当たり前の礎」

岡垣中学校 三年 梶原 善

僕は、最近姉から衝撃的な話を聞いた。それは

A.L.T.の先生は「皆さんは救急車を呼ぶとき、お金の心配をしますか。しませんよね。それは

日本という国は保険制度が整っているから。たとえ話をしましょう。アメリカで交通事故があつたとします。被害にあつた人はけがをしていて周りにいた人は、すぐに救急車を呼ぼうとします。しかしけが人は「一言必死にこう言います。『救急車を呼ばないで』と。そう、アメリカでは、救急車を呼ぶことをためらうほど多くのお金を要するのです。」

僕はこの話を聞いた後、姉とアメリカの救急車にかかる費用について調べてみた。すると驚きの事実が分かつた。アメリカでは一度救急車を呼ぶだけで三〇〇〇〇円から五〇〇〇〇円かかるそうだ。その後、治療費、薬の費用など多くのお金を要する。そう考えると日本の

教科を教える「英語イマージョン教育」というものがあるそうだ。例えば生物や保健体育など、教科は様々だという。ある日、姉は帰ってきて僕に問いかげた。先生が英語で英語以外の言葉を聞いたら、まずどうする。僕は迷わず答えた。救急車を呼ぶと。するが、妹はうなずきながら、「そうだよね。でもアメリカでは違うんだぞ。」

「ねえ、もし自分や自分の近くの人が事故にあったら、まずどうする。」

僕はこの話を聞いて、姉とアメリカの救急車にかかる費用について調べてみた。すると驚きの事実が分かつた。アメリカでは一度救急車を呼ぶだけで三〇〇〇〇円から五〇〇〇〇円かかるそうだ。その後、治療費、薬の費用など多くのお金を要する。そう考えると日本の命を救っていくことができるから。

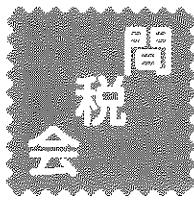
中村 誠 税理士事務所

税理士 中村 誠

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号

TEL 791-6877

FAX 791-6877



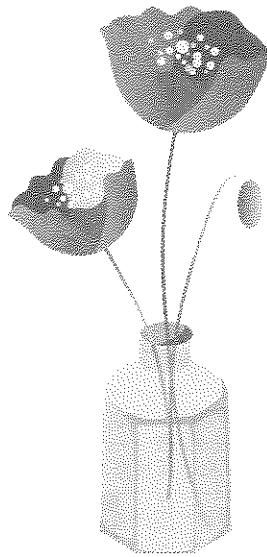
「税の標語」優秀作品決まる

間税会では、租税教育推進の観点から「税の標語」の募集活動にも取り組んでいます。

募集は、平成五年から実施していますが、第二十九回

目となる令和三年度も、一般社団法人大蔵財務協会の後援の下に、間税会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより広く一般の方を対象にして募集した結果、多数の応募がありました。

この応募作品について、厳正な審査を経て、最優秀作品一点、優秀作品四点、佳作作品十点、合計十五点の優秀作品が決まりました。



最優秀賞

インボイス しつかり学んで 正しい納税

茨城県常陸太田市 泊 和太

納税もスマホで簡単 キヤッショレス

金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校 青木 陽菜

レシート見れば 分かること ぼくらも小さな納税者

岡崎市立北野小学校 大久保 晃介

コロナ禍でも 安心申告 e-Tax

北海道旭川市 田辺 集子

3密を避けてみんなで e-Tax

草加市立西町小学校 田中 有紀美

佳作

学校、公園、信号機、いろんな所に「税金」が

荒川区立第九中学校 池島 奏惠

国を支える消費税 知つて納得税の役割

船橋市立葛飾中学校 植松 修吾

消費税暮らしを支える第一歩みんなで守ろう 豊かな社会

旭川市立忠和中学校 内堀 亜美

安心、安全、豊かな暮らしを支える消費税

松戸市立常盤平中学校 平野 柚葉

安心、安全、豊かな暮らしを支える消費税

世田谷区立千歳中学校 廣田 和子

学んで広がる税の知識 納めて広がる笑顔の輪

寒河江市立陵東中学校 卯月 藍花

優しさがあふれる社会かなえよう 税で支えるみんなの未来

少しずつ支え合うのが消費税 僕にもできる社会貢献

東村山市立東村山第七中学校 保坂 優太

インボイス足音近く税改正先に学んで企業を守る

長野県上田市 小林 直文

租税教室 知つて分かった税のことこれからスタート感謝の気持ち

鹿沼市立みどりが丘小学校 渡邊 陽光

梅と桜を両手に持つ

談

室



何故私たちの心には桜に対する思い入れがあるのでしょうか？美しいまま風に舞い散る花びらに優しさを感じる方もいれば、満開の桜の下でお花見を楽しむ方もいる。桜は日本の心の故郷とも言えるでしょう。ご存知の通り、桜は日本の国花の一つです。日本人の感受性と季節を楽しむ生活様式が桜のイメージと合致したのが国花として選ばれた理由かも知れません。そして、もう一つの日本の国花は菊です。皇室の家紋でも用いられる菊はバスポートや勲章等にも使われています。もつとも、慣例として国章とされるのは十六八重表菊、バスポートの表紙の紋は十六一重表菊と選定された時代により違います。

日本での国花は国旗や国歌と違い、国が法で定めたものではありません。あまり知られていない国（〇〇）では、国鳥のキジ、国蝶がオオムラサキ、国石が翡翠、そして国魚は錦鯉とへえーと思うものばかりです。因みに他の国の国花は、お隣の韓国がムクゲ、中国はボタン、インドは蓮、オランダはチューリップ、スペインはカーネーション、フィンランドはスズランなど、成程お国イメージに近いものがあがっています。

残りました。十七世紀の出来事はチューリップブルとも呼ばれ、世界最初のバブル崩壊モデルとして名を残しています。現代の日本でも多肉植物に一株百円の値が付くほど人気が沸騰しています。もともと侘び寂び好きな一方で派手好きな日本人は昔から植物を自慢の一品として重用してきました。江戸時代に当時鎖国していた日本に来た英國の東

樂しめるのは広い庭のある上流階級に限られていたので一般庶民が植物を觀賞用として育てられるようになつたのは大きな変化でした。

また八代將軍徳川吉宗の政策により、江戸の各地に桜の樹が植えられ、庶民の息抜きの場として花見という行事が浸透していました。この花見が現代まで花を愛する（酒を愛する？）国民の間で受け継がれているわけです。但し、中国から伝わったとされる盆栽（盆景）は江戸時代末期から明治時代にかけて貴族の嗜みとして持てはやされ、九谷や古伊万里の鉢を使うなど芸術的価値を高めていきました。しかしの二極化した流れは生活の一部としてありのままの姿を楽しむ花木と、人が手を加える事で芸術的価値を高めようとする花木が、各々共存できている今を振り返るとかえって良かつたのかも知れません。

未だ世界中で猛威を振るつてゐる新型コロナウイルスの影響で花散る桜の下での宴はまだ遠い先かも知れませんが、何も桜でなくとも、いえ、例え道ばたの雑草でさえ注意深く観察すれば驚くほど可憐で美しい花も見つけられます。

タイトルの「梅と桜を両手に持つ」は文字通り梅を持つた上に桜も手に入れると言う良い事の上に更に良い事が起きる例えですが、マスクやソーシャルディスタンスなど数々の制約を強いられる今だからこそ心の内にはいつも両手に花の気持ちでどんな時でも何事にも明るく過ごして参りたいものです。

～迎春～

能美雅昭税理士事務所

税理士 能美雅昭

北九州市若松区中川町3番25号
TEL (093) 751-0705
FAX (093) 751-5118

近藤邦雄税理士事務所

税理士 近藤邦雄

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19番25号
TEL (093) 201-5591
FAX (093) 201-5592

小野益博税理士事務所

税理士 小野益博

北九州市若松区片山1丁目6-1-102号
TEL (093) 791-7005
FAX (093) 791-7006

堀江祐治税理士事務所

税理士 堀江祐治

北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号
TEL (093) 741-2765
FAX (093) 741-2761

山根慎一税理士事務所

税理士 山根慎一

北九州市若松区高須南5丁目1番13号
TEL (093) 741-3205
FAX (093) 741-3203

澤田一弘税理士事務所

税理士 澤田一弘

北九州市若松区青葉台西5丁目17番2号
TEL (093) 555-1894
FAX (093) 776-1058